

車体 NEWS

JAPAN AUTO-BODY INDUSTRIES ASSOCIATION INC.



2017
新春増刊号

2017年年頭挨拶

一般社団法人 日本自動車車体工業会
会長 渡邊 義章



あけましておめでとうございます。

2017年の新春にあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年の車体業界を振り返りますと、国内市場の回復が遅く委託生産車が前年を下回り、当会特有の非量産車も前年を若干下回りました。これにより、会員生産台数は一昨年並みとなりましたが、全体としては概ね計画どおり推移し、会員の皆様におかれましては負荷の高い状況が継続したもののと思います。

昨年1月～11月の当会会員生産台数を見ますと、全体では前年比95%の207万台となりました。その内、委託生産車を除く当会特有の非量産車は同99%の16.2万台と5年ぶりに前年割れとなりました。

この様な中、当会は「安全対応活動の推進」「環境対応自主取組みの推進」「中小企業支援活動の推進」「活性化活動の継続推進」を主要4項目と位置づけ皆様のご協力のもと推進してまいりました。

「安全対応活動の推進」では、会員の皆様の技術的困りごとへの対応に取り組んでおります。その内、可動部品の申告に関する取扱いについては当会の考え方を自動車技術総合機構に理解いただき、合意することができました。また、除雪用の空港作業車の連結装置装着容認要望については、関係通達の改正に繋げることができました。更に、2015年度から取り組んできました安全・安心面でユーザーの皆さん、及び架装メーカーの両者にとって有益となる経年品質保証に関し、「架装物の安全点検整備制度」として2017年度から運用を開始する見込みです。

「環境対応自主取組みの推進」では、環境基準適合ラベルの取得推進に取り組んでおります。会員の皆様とのコミュニケーション、更に部会の協力も得ながら個社の課題解決と一緒に取組む活動もスタートさせ、取得機種は12月末現在、昨年度から5機種増の213機種となりました。これは会員の皆様のご理解とご協力のおかげであり、お礼申し上げます。また、ラベルの認知度を向上させ、取得メリットを促進するため、環境省「環境ラベル等データベース」へ登録し、製品を選ばれる全てのお客様が閲覧できるようにいたしました。また、継続して取り組んでおります、CO₂、VOC、産業廃棄物の削減は、いずれも皆様の協力の

おかげで目標を達成出来る見込みです。

「中小企業支援活動の推進」では、税制改正や規制改革などの各種要望を提出し、その実現に向け関係団体と連携した取組みを推進しております。また、コンプライアンス優先経営支援策として、コンプライアンス意識の醸成をサポートする、「コンプライアンスサイト」を当会ホームページに新設しましたのでご活用願いたいと思います。

「活性化活動の継続推進」では、2018年に迎える、当会の「創立70周年」事業を着実に推進しております。そして、車体業界の認知度向上を図るため、メディアニーズを把握しながら、プレスリリースの計画的発信を行っております。

以上のように、皆様のご協力により事業計画は概ね計画どおり進捗させることができました。

さて、昨年後半から為替が円安基調に変わり、株価も回復してまいりました。こうしたことに伴い、国内の景況感も穏やかに回復しつつあります。海外からの観光客数は年々増加し目標を上回るペースで推移しており経済へ好影響を及ぼしております。近年は、従来の観光施設に加え新たに体験型の観光が盛んになっており、そうした施設の整備や地域の特徴を活かした取組みが必要となっております。これらを支えているのは「働くクルマ」に他なりません。また、これまで取り組んできた社会生活の安全・安心はもとより、更なる豊かな生活の実現に寄与する「働くクルマ」の重要性はますます高まってきている状況です。

一方昨年来、世界経済のグローバル化に懸念を及ぼす動きが出てきておりますが、地球環境問題をはじめ経済に関してもグローバルな視点での取組みは不可欠です。国内では2020年の東京オリンピック・パラリンピック会場の建設、及びそれに伴うインフラ整備が本格化してまいります。商用車はこうした社会の変化を支援する役割を担っており、社会のニーズに対応した車両の投入を図っていくことで国内需要は昨年並みに推移するものと考えております。

これからも「会員に喜ばれる、頼りにされる車体工業会」を目指し活動を更に充実させていく所存ですので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、会員並びに関係各位のますますのご繁栄とご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭に寄せて

経済産業省製造産業局長
糟谷 敏秀



平成29年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

我が国経済は、この4年間で名目GDPは44兆円増加し、国の税収も15兆円増えました。雇用は110万人近く拡大し、企業収益は過去最高水準を記録するとともに、3年連続高水準の賃上げを達成しました。この好循環を加速し、日本経済を成長軌道に乗せていく必要があります。

特に、少子高齢化に伴う働き手不足等、困難な構造問題に直面する我が国にとって、イノベーションを喚起し、企業の生産性向上を促し、競争力の強化を図っていくことが必要です。

そのためのひとつの鍵は、第四次産業革命への対応です。様々な分野において、IoTやAI等の技術を用い、新たなビジネスモデルを創出し、これまで充足されなかったニーズに対応することが可能になります。製造産業局においては、スマート工場や、自動走行、ロボット・ドローン等を活用した付加価値の創出を推進します。

第一に、スマート工場に向けた意欲的な取組みを支援します。付加価値が「もの」そのものから「サービス」「ソリューション」へ移る中、製造企業は、単にいい「もの」を作るだけでは生き残れなくなっています。「もの」だけでなく、市場のニーズに応じた「サービス」「ソリューション」を提供できる「ものづくり+（プラス）企業」となることが期待されます。製造産業局では、「スマート工場」実証事業により、企業をまたぐデータ共有により付加価値を創出する先進事例の創出を図ります。また「スマートものづくり応援隊」の体制整備等を進め、中小企業による第四次産業革命への対応を支援します。昨年4月に共同声明を締結したドイツ等との連携を深め、国際標準化等の環境整備を進めます。

第二に、自動走行については、昨年6月の「自動走行ビジネス検討会中間とりまとめ」において、将来像を共有するとともに、重要な「協調領域」とし

て地図など8分野を定めました。今後、社会実装に向けて、より具体的な取組みを進めます。トラック隊列走行の公道実証を開始し、無人自動走行による移動サービスの具体的な実証場所を選定し、将来の事業化を見据えた検討を加速します。

第三に、工場、介護等、多様な現場での活用が期待されるロボットについては、特に、普及のボトルネックとなっているシステムインテグレータの育成策を強化します。厚生労働省と協力し、介護現場における導入効果を検証し、介護報酬への反映等、導入円滑化を図ります。また、ドローンについて、性能評価基準の策定を進めるほか、運航管理システムの開発に着手します。

「成長と分配の好循環」を実現させるためには、賃上げ等の環境整備を進め、アベノミクスの果実を全国津々浦々に届けていくことが重要です。中小企業の取引条件を改善するとともに、サプライチェーン全体で付加価値を生み出す取組みを進める必要があります。

昨年末、経済産業省では、下請取引の適正化を徹底するため、下請法の運用基準の改正等を行いました。これらの取組みを先導する業界の方々には、自主行動計画の策定とその積極的な実施をしていただけることになりました。これらの取組みを本年も引き続き進めます。

新たな保護主義が蔓延する中、グローバルなビジネス環境整備に向けた努力を続けることが必要です。自由貿易から最も恩恵を受けてきた我が国として、経済連携協定を推進するとともに、国際的な過剰供給問題や乱発されるAD（アンチ・ダンピング関税）やSG（セーフガード）への対応に引き続き全力で取り組んでまいります。

末筆ながら、本年の皆様の御健康と御多幸を、そして我が国製造業の着実な発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

平成29年 年頭所感

経済産業省製造産業局自動車課長
河野 太志



平成29年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

安倍政権が発足して4年が経過し、いわゆるアベノミクスの効果もあり、名目GDPは44兆円増加し、国の税収も15兆円増えました。さらに、雇用は110万人拡大し、企業収益は過去最高を記録するとともに、3年連続高水準の賃上げを達成するなど、日本経済はその好循環に向けて着実に進歩しております。

しかしながら、国内消費支出は低迷し、民間企業の設備投資は伸び悩むなど、日本経済の好循環実現はまだ道半ばです。日本の国内新車販売台数も直近の平成27年度494万台と前年度を割り込むなど、厳しい状況でもあります。

日本経済を成長軌道に乗せていくためには、産業界の先頭に立って好循環を牽引してきた自動車産業が、今後もますます発展し、積極的な取組みを継続・強化していただくことが不可欠です。

その実現のため、世界の競争を勝ち抜ける技術力の強化、国内市場の活性化、グローバル市場の獲得といった課題に対して、皆様方のご協力を得ながら、全力をあげて対応してまいります。

第一に、世界中で競争が激しさを増している次世代自動車、自動走行の分野で、我が国自動車産業が世界をリードしていけるよう積極的な支援を行ってまいります。次世代自動車については、車両購入補助、性能向上のための研究開発支援、充電インフラや水素ステーション整備への支援を引き続き推進していくとともに、自動走行については、昨年6月の「自動走行ビジネス検討会中間とりまとめ」において、将来像を共有するとともに、重要な「協調領域」として地図など8分野を定めました。今後、社会実装に向けて、より具体的な取組みを進めます。トラック隊列走行の公道実証を開始し、無人自動走行による移動サービスの具体的な実証場所を選定し、将来

の事業化を見据えた検討を加速します。

第二に、国内市場の活性化と消費喚起に関しては、自動車ユーザーの税負担の更なる軽減に向けて尽力してまいります。平成29年度税制改正では、今年度末で期限を迎える「エコカー減税」と「グリーン化特例」について、燃費向上に応じた対象の重点化を図った上で2年間延長いたします。また、与党税制改正大綱において、「平成31年度税制改正までに自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」旨、明記されました。今後も、更なるユーザー負担の軽減が実現できるよう最大限努力してまいります。

第三に、グローバルな取引環境の構築のため、経済連携を推進してまいります。昨年、国会においてTPP協定の締結が承認され、関連法案が可決・成立されました。引き続き、協定の発効を目指し、様々な機会を通じて、TPP協定の発効そして自由貿易の推進に対する、日本の固い決意を世界にしっかりと発信していきたいと考えております。

日EU・EPAについては、引き続き、質を確保しつつ、できる限り早い大枠合意の実現に向けて最大限の努力を傾注してまいります。

これらに加え、昨年末、経済産業省では、下請取引の適正化を徹底するため、下請法の運用基準の改正等を行いました。これらの取組みを先導する自動車業界の方々が自主行動計画を策定し、取引の適正化とサプライチェーン全体での付加価値向上を推し進めることにより、「成長と分配の好循環」が実現できるよう粘り強く取り組んでまいります。

最後になりますが、本年の皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念して、新年の挨拶とさせていただきます。

年 頭 の 辞

国土交通省自動車局次長 島 雅之



平成 29 年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭ののご挨拶を申し上げます。

国土交通省としましては、国民の安全と安心を守り、環境と調和のとれた「くるま社会」を実現するという考えのもと、近年の自動車技術の進展にも対応し、以下のような自動車技術行政施策の推進に不断の努力を続けてまいります。

1. 自動車の安全対策の推進に係る施策の展開

昨年 11 月末の交通事故発生状況は、前年同期と比較すると発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも減少していますが、依然として深刻な状況です。昨年は、軽井沢スキーバス事故等の重大事故が発生したほか、最近では高齢運転者による交通事故が相次いでおり、社会問題化しております。

自動車局では、世界一安全な道路交通を実現するべく、昨年 3 月に政府として取りまとめた第 10 次交通安全基本計画に基づき、引き続き、車両の安全対策や事業用自動車の安全対策など、各種施策を推進してまいります。

(1) 車両安全対策の推進

車両の安全対策については、第 10 次交通安全基本計画の策定にあわせ、昨年 6 月に、交通政策審議会自動車部会として今後の車両安全対策の方向性を取りまとめました。これに基づき、「平成 32 年までに車両安全対策により交通事故死者数 1,000 人削減（平成 22 年比）」の目標達成に向けて、車両安全対策を着実に推進してまいります。

特に、昨今相次いで発生している高齢運転者による交通事故については、上記取りまとめにおいて、「先進安全技術の活用により、人に起因する事故を未然に防止すること」が新たな視点として位置付けられていることを踏まえ、車両のハード面から更なる対策を早急に検討してまいります。

また、当面の安全対策として、ドライバー異常時対応システムに係るガイドラインを策定したほか、昨年から「第 6 期先進安全自動車（ASV）推進計画」をスタートさせ、引き続き ASV の開発・普及を推進してまいります。また、「自動車アセスメント」につきましても、昨年 4 月より評価を開始した昼間の環境

における対歩行者衝突被害軽減ブレーキに加え、本年 4 月には、車線維持支援制御装置の評価を予定しているほか、平成 30 年 1 月より対歩行者衝突被害軽減ブレーキの夜間の環境における評価を導入すべく検討を進めていくこととしており、一層の拡充を図ってまいります。

自動運転技術につきましては、昨年 9 月に長野県軽井沢で G7 交通大臣会合が開催され、国際的に協調した方向性が合意されました。国土交通省においても、昨年 12 月に「国土交通省自動運転戦略本部」を設置し、自動運転の実現に向けて、必要な車両の基準などに関する検討を進めてまいります。

(2) 事業用自動車の安全対策の推進

事業用自動車の安全対策については、何よりも昨年 1 月 15 日の軽井沢スキーバス事故の発生への対応が掲げられます。国土交通省では、事故の発生を受けて昨年 6 月にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」について、実施可能なものから逐次実施に移しているところです。

具体的にはこれまでに、監査に当たっての処分基準の厳格化、下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置等を行っているほか、来年度においては自動ブレーキ等の先進安全技術を備えたバス車両の導入を促進するための予算措置や税制上の優遇措置等、対策に盛り込まれた各種措置を着実に実施していくこととしています。また、貸切バスの事業許可の更新制の導入、事業者等の欠格事由の拡充、民間指定機関が貸切バス事業者の巡回指導等を行うための負担金制度の創設、罰則の強化等を内容とした道路運送法の一部改正法案が成立し、昨年 12 月から一部施行されています。今後は、これらの法改正等により整備された新たな制度的な枠組みをしっかりと実施に移し、対策に魂を入れていくことが何よりも重要だと考えています。国土交通省としては、悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもと、万全の対策を講じるとともに、未実施の項目についてもできる限り速やかに実施に移してまいります。

(3) 自動車の検査・整備制度

自動車検査については、検査業務の円滑な処理を阻害する空予約が日常化しており、検査予約の適正化が

課題となっています。独立行政法人自動車技術総合機構において予約システムの改修を行い、架空車両による予約を排除するとともに、自動車検査証の QR コードを活用した、システムへの入力や予約確認の合理化を図り、検査業務を適正に実施するための環境整備を進めてまいります。

無車検車対策については、MOTAS 上車検切れとなっている車両のユーザーにはがきを送付するほか、実際に無車検運行している車両を、ナンバー読取装置・カメラを活用して捕捉し、当該ユーザーへ指導はがきを送付するなど、無車検車の実態の把握と無車検運行の是正を図っているところです。新年度は、可搬式のナンバー自動読取装置を用いて、警察と連携して行う街頭検査等の場で無車検車を捕捉し、直接指導を行う実証実験を行うこととしています。

検査標章については、平成 16 年に二輪車等のナンバープレート用と同じサイズにしたところ、視認性が低下したという意見が寄せられていました。このため、昨年、有識者等から構成される検討会において検討し、本年 1 月より一辺を 3cm から 4cm に大きくし、有効期間の年を数字の配置位置で識別することにより視認性を向上させた新しい検査標章に変更しました。

一方、指定整備事業者によるペーパー車検などの不正事案が依然として発生しており、このような不正行為はごく一部の事業者によるものではありませんが、自動車の点検整備及び検査制度に対する国民の信頼を損ないかねない行為であることから、引き続き、指導監督の徹底を図り、特に悪質な違反に対しては厳正に対処することとしております。また、認証を取得せずに分解整備事業を行っている事業者に対する情報収集、調査及び指導につきましては、地方運輸局と連携を図り、適切に、かつ、厳正に実施してまいります。

(4)自動車の適切な維持管理

①ユーザーの自己責任による適切な維持管理

安全で環境との調和のとれた快適な「くるま社会」の形成のための基本となるのは、ユーザーの自己責任による自動車の適切な維持管理であり、自動車の長期使用化がますます進む中、自動車整備業界のホームドクターとしての役割は一層重要となっています。本年も、関係各位の協力を得ながら「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車の排除に努めるとともに、「自動車点検整備推進運動」では、ユーザーに対し、点検整備の必要性についてさらに啓発に努めてまいります。

また、多発しているバス火災事故や車輪脱落事故、さらに車体腐食による事故の防止に向け、大型車ユーザーの適切な保守管理の徹底を図ってまいります。

さらに、一級自動車整備士制度を活用する等により、技術力とユーザーへの説明力の向上及び自動車

整備士の地位向上を図りつつ、自動車整備業の現場を支える技能人材の確保・育成を推進し、自動車整備業のより一層の信頼の確保、活性化を図ってまいります。

②新技術への対応

近年の自動車には、より高い環境・安全性能が求められる中、電気自動車、ハイブリッド自動車あるいは先進技術を搭載した自動車が増加しています。これらの自動車や新技術に対応し点検整備を的確にこなすことが、より一層求められるようになっていきます。このために必要なのがスキャンツール（外部診断装置）とそれを使いこなす技能です。国土交通省としましては、故障を診断し、必要な整備作業を効率的に行える汎用型のスキャンツールの普及と活用の促進や、整備要員の技能向上等の人材育成を推進するため、「自動車整備技術の高度化検討会」において検討を進めています。昨年は、汎用スキャンツールでハイブリッドシステムや衝突被害軽減ブレーキに使用されているセンシングデバイス等の故障診断ができるよう標準仕様案を取りまとめたところです。今後、対象システムの拡充に向けて課題を抽出した上で新たな標準仕様を策定する予定です。

また、「車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針（OBD 告示）」に基づき、点検整備情報及びスキャンツールの開発に必要となる情報の提供が随時円滑に行われるよう適切に対応してまいります。

さらに、超高張力鋼板等の新素材の採用等により車体整備を取り巻く環境が急速に変化していることから、日本自動車車体整備協同組合連合会及び日本自動車補修溶接協会と「車体整備の高度化・活性化に向けた勉強会」を開催し、車体整備業界の今後の取組の方向性を検討し、平成 27 年 5 月に中間報告をとりまとめております。引き続き、この取組の実現に向けて後押ししてまいります。

③自動車整備の現場を支える技能人材の確保・育成

自動車の安全・環境の確保を図るためには、自動車ユーザーが適切に点検整備を実施できる環境整備が必要であり、その業務に携わる高度な技能、知識を持った自動車整備士が必要です。このような中、整備要員の不足は、自動車の安全・環境を支える整備事業の基盤を揺るがすおそれがあり、早急に背景や原因に対応した効果的な対策を講じる必要があると考えております。

このため、国土交通省としても、平成 26 年 4 月に自動車関係 15 団体により設立された「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と協力し、引き続き、高校訪問などによる整備士の PR や、ポスター等による女性を含めた若者の整備士に対するイメージの

向上に取り組むとともに、同検討会において実施した労働環境・待遇に関する実態調査を踏まえ、今後も関係者と連携して事業形態・規模等に応じた対策を検討してまいります。皆様方、業界団体、整備事業者においても、インターンシップ等の職場体験学習受け入れ等の取組みを進めていただいているところであり、引き続き、自動車整備人材の確保・育成に向けて、一層ご尽力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

(5)リコールの迅速かつ着実な実施

自動車のリコール制度については、設計・製作に起因する不具合を早期に発見し、必要な改修等を行って確実に事故やトラブルの未然防止を図るため、メーカー等が適切に不具合情報を収集・分析するとともに速やかに原因究明を行い、ユーザーの視点に立ってリコール届出を行うことが重要です。また、国土交通省としても、引き続き、「自動車不具合情報ホットライン」の周知活動の充実に取り組むとともに、独立行政法人自動車技術総合機構とも連携し、不具合情報の収集と調査分析を行うほか、リコール監査等の着実な実施に取り組んでまいります。

また、タカタ製エアバッグの不具合については、タカタ等によるエアバッグ・インフレーター不具合に係る原因調査において、乾燥剤が入っていないものの中にある火薬が、湿気のある状態で長期間の温度変化にさらされると劣化することが明らかとなりました。これを踏まえ、国土交通省としては、昨年5月末、国内の自動車メーカーによるリコールの拡大スケジュールをとりまとめ、自動車メーカー等に対し、当該スケジュールを可能な限り前倒してリコールするよう指導しました。この結果、届出されたりコールの総対象台数が、昨年11月末までに延べ1,733万台となっております。本件は安全上極めて重要な問題であることから、今後とも対応に万全を期してまいります。

(6)型式認証制度の確実な運用

型式認証業務に関しては、特に、昨年発覚した三菱自動車工業等による自動車型式指定審査の燃費・排出ガス試験における不正について、自動車の型式指定審査の信頼性を根本から損なうだけでなく、わが国の自動車産業への信頼を傷つけ、自動車ユーザーにも大きな不信感を与えるものでした。こうした不正行為の抑止と再発防止を図るため、独立行政法人自動車技術総合機構による抜き打ちでのデータチェックの導入等審査方法の改善・厳格化を図るとともに、型式指定審査における虚偽の申請を法令上明確に禁止し、それに違反した者を型式指定の効力の停止処分や罰則の対象とすることとしました。さらに、今後は燃費に関する不正が行われた場合の行政処分や罰則の強化を図る必要があると考えており、道路運送車両法を改正すること

を含め、これらの内容の具体化により、適正かつ公正な自動車の審査に努めてまいります。

2. 自動車の環境対策の推進に係る施策の展開

一昨年のフォルクスワーゲン社によるディーゼル車排出ガス不正問題の発覚以降、台上での排出ガス試験時だけでなく、実走行環境における排出ガス低減に向けた議論が世界的に加速しており、国土交通省としてもその対策について検討を進めております。また、昨年11月に気候変動枠組条約のパリ協定を受諾したのに先立ち、2030年度におけるエネルギー起源二酸化炭素(CO₂)排出量を2013年度比25%減とする高い目標に向けた取組を盛り込んだ地球温暖化対策計画が昨年5月に閣議決定されました。我が国のCO₂排出量において、運輸部門は約2割を占めており、その大宗は自動車から排出されていることから、自動車分野の低炭素化に対応する必要があります。

このような状況を踏まえ、自動車の環境対策を推進するため、以下の施策に取り組んでまいります。

(1)フォルクスワーゲン社排出ガス不正問題を受けた対応

一昨年10月に環境省と合同で設置した有識者による検討会において、ディーゼル乗用車等の検査方法等の見直しについて検討を進めており、昨年4月の中間とりまとめにおいて、不正ソフトの検証に加え、実走行での排出ガスの低減を図るため、路上走行検査を導入することが必要との提言がなされました。今後、具体的な検査方法等について検討を進め、今春を目途に最終とりまとめを行うこととしております。

(2)環境対応車の開発・普及促進

自動車単体の燃費向上に関しては、重量車の次期燃費基準の策定、「市街地」「郊外」「高速道路」等走行環境別の燃費表示制度の創設に向け、昨年12月に有識者による検討委員会を設置し、本年中の取りまとめに向け検討を進める等、燃費性能の優れた自動車の更なる普及を推進してまいります。

また、低炭素化、排出ガス低減等の観点から、高効率次世代ディーゼルエンジン、大型液化天然ガス(LNG)自動車といった次世代大型車関連の技術開発及び実用化の促進を図るための取組みを進めてまいります。

さらに、環境性能に優れた車両の普及を図るため、エコカー減税(自動車重量税、自動車取得税)及びグリーン化特例(自動車税、軽自動車税)といった政策税制や、ハイブリッドトラック・バス、圧縮天然ガス(CNG)トラック・バス、電気トラック・タクシーに対する導入補助制度等による支援を推進してまいります。

(3)環境対応車を活用した地域交通のグリーン化

地域交通におけるゼロエミッション化を推進するため、今年度中に日本で初めて営業運行に導入される燃料電池バスのほか、燃料電池タクシー、電気バスの導入等先駆的な取組みを、引き続き積極的に支援してまいります。また、超小型モビリティについても、これまでの実証事業の成果を踏まえ今後は本格的な普及を図っていく方針を昨年整理したところであり、地域振興・観光促進等を目的とした導入を引き続き支援してまいります。

(4)自動車排出ガス対策・騒音対策の推進

新車対策としては、これまでも全ての車種において世界最高水準の排出ガス規制を実施するとともに、国際基準への調和を図っているところです。直近では、ディーゼル重量車の国際調和排出ガス試験法（WHDC）、二輪車の国際調和排出ガス試験法（WMTC）、規制値の強化等について、昨年10月以降の新型車の一部から順次適用を開始しております。また、同じく昨年10月に、乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）の国内導入に係る基準改正を実施いたしました。

使用過程車対策としては、引き続き自動車NOx・PM法による車種規制を着実に進めるとともに、街頭検査等を通じて不正軽油の使用排除に取り組んでまいります。

また、自動車騒音対策については、昨年4月に四輪車の車外騒音規制について、国際基準の国内導入を行い、昨年10月以降の新型車から適用を開始しております。

3. 自動車の安全・環境基準の国際調和及び認証の相互承認の推進

自動車基準・認証分野の国際展開につきましては、「「日本再興戦略」改訂2016（平成28年6月2日閣議決定）」に沿って活動を進め、乗用車をはじめとする国際基準調和の進捗など着実に成果を上げてきました。今後、更なる成果を上げるため、本年は以下の施策を実施してまいります。

一つ目は、自動運転をはじめとする新技術に関する国際的な議論の推進です。本年は昨年に引き続き、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）下に設置された「自動運転分科会」等において、日本が議長国の立場として自動運転技術の議論を本格的に進めていくとともに、自動操舵に関する規則改正をはじめとした具体的な国際基準の策定を日本が主導していきます。

二つ目は、国際的な車両認証制度（IWVTA）の運用開始です。本年は、制度創設に向けて、引き続き官民が連携して最終化に努める他、乗用車以外のカテゴリーへの拡大などのIWVTAの更なる発展に向けた議論にも積極的に参画してまいります。

三つ目は、新興国の国連協定への加入促進です。

WP29を真に国際的な会議体へと変えていくことを目指します。また、特に、アジア諸国等に対しましては、交通・環境実態を踏まえた適切な施策の導入等を促進するための協力をより一層進めてまいります。

4. 自動車情報関連施策の推進

(1) OSSの拡大

自動車の保有関係手続きをオンラインで一括して行うワンストップサービス（OSS）につきましては、これまで型式指定車の新車登録手続きについてのみが対象となっておりましたが、いよいよ本年4月からは継続検査や移転・変更登録等にも対象拡大されます。これにより、自動車ユーザーのみならず、整備事業者の皆様にも、申請に当たっての事務負担の軽減が図られるものと期待しています。対象手続きの拡大にあたりましては、申請システムの構築や全国の傘下事業者への情報提供など、業界の皆様にも多大なご協力をいただきました。ここに改めて御礼申し上げます。

我々自動車局としましては、今後も、関係者の皆様の声に耳を傾け、かつ、関係機関と連携・協力しながら、OSSの抜本的な拡大・利用者利便性の向上に向けた取組みを行って参りますので、是非ともこのサービスをご利用いただきたいと存じます。

また、自動車局におきましては、5年振りに自動車検査登録システム（MOTAS）を更改し、本年1月4日よりその運用を開始します。これにより、災害時対応力を強化するとともに、各種申請書等（OCRシート）の汎用紙化なども実施し、更なるユーザーの利便性向上、業務処理の高度化・効率化を図ってまいります。

(2) 図柄入りナンバープレート

ナンバープレートにつきましては、地域振興や観光振興の観点から図柄入りのプレートの実施について検討してきましたが、いよいよ本年からその交付を開始します。

具体的には、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートを本年4月から、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートを本年10月から交付を開始することとしており、現在、その円滑な交付に向けた準備を進めています。これらの特別仕様ナンバープレートの実施にあたりましては、図柄入りのものを寄付金付きとして交付し、いただいた寄付金を大会に向けた諸準備に役立てることにしています。

自動車局としましては、新車のみならず、既存車につきましても交換制度の活用することによりその普及を図り、国際的なイベントの国民機運の醸成を促進したいと考えています。このため、日々の事業活動の中で自動車ユーザーと直接接しておられる関係業界の皆様におかれましては、是非ともこの特別仕様ナンバープレートの拡大のため、ご協力いただきたいと存じます。

す。

特別仕様ナンバープレートの普及を契機に、今後予定している地方版の図柄入りナンバープレートへの理解を広げ、導入地域の拡大につなげてまいります。

(3)自動車関連情報の利活用

自動車関連情報の利活用については、平成 27 年 1 月に策定した「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」を踏まえ、①安全 OBD に対応したスキャンツールの共通化、②テレマティクス等を活用した新たな保険サービスによる安全運転の促進、③トレーサビリティ・サービスの展開による自動車流通市場の活性化、④検査と整備の高度化・効率化の 4 つの重点テーマについて、2020 年頃までに新サービスの実現等を目指し、自動車関連情報の利活用を推進していくための環境整備を図るため、それぞれのテーマについて効果検証や情報の取扱指針の検討等を行っているところです。

テレマティクス等を活用した新たな保険サービスによる安全運転の促進については、まずは事業用自動車への新たな保険サービスの導入に向け、関係団体等と連携して啓発活動の実施を進めてまいります。

トレーサビリティ・サービスの展開による自動車流通市場の活性化については、自動車の外見だけでは判

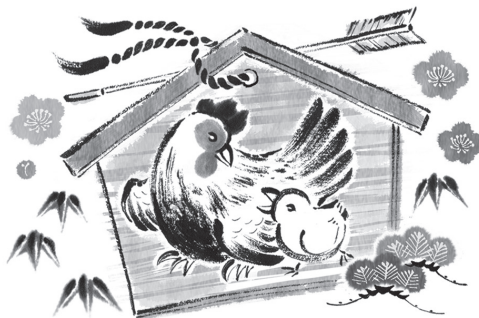
断できない点検・整備の履歴情報を収集し、それを「見える化」するための仕組みについて効果の検証や情報の取扱指針の検討等を進めてまいります。

5. 生産性の向上

中小企業等経営強化法に基づき、自動車整備業及び貨物自動車運送事業を営む中小企業者等に対して、経営強化（生産性向上）に関する事業分野別指針を昨年 7 月 1 日に策定しました。本指針に基づき経営力向上計画を策定し認定を受けると、固定資産税の軽減（機械装置購入につき 3 年間 1/2 軽減）や金融支援を受けることができます。なお、事業分野別経営力向上推進機関として、普及啓発及び研修等の実施を行うため日本自動車整備振興会連合会及び全日本トラック協会を認定しております。

こうした取組みにより、関係団体等と連携しながら自動車業界の生産性の向上を推進してまいります。

これらの諸施策の実行にあたっては、国民各位、関係者の皆様のご理解ご協力が不可欠です。本年も、自動車技術行政に格別のご支援とご協力を賜りますようお願いするとともに、皆様にとって明るい年となるよう祈念しましてご挨拶いたします。



謹賀新年

本年もどうぞよろしく

お願い申し上げます

二〇一七年 元旦

社団法人 日本自動車車体工業会

会 長 渡 邊 義 章

副 会 長 岡 卓 二

副 会 長 網 谷 明

副 会 長 筆 高 信

（特種部長） 古 庄 忠 章

部 長 加 藤 幹 元

部 長 田 村 柳 嗣

部 長 上 野 晃 一

部 長 田 村 柳 一

部 長 西 川 柳 一

部 長 前 田 柳 一

部 長 小 井 善 章

部 長 資 会 長 石 井 幸 雄

部 長 北 海 道 長 坪 川 弘 幸

部 長 支 部 長 鈴 木 勇 人

部 長 支 部 長 支 部 長 支 部 長

支 部 長 支 部 長 支 部 長 支 部 長

支 部 長 支 部 長 支 部 長 支 部 長

支 部 長 支 部 長 支 部 長 支 部 長

支 部 長 支 部 長 支 部 長 支 部 長

支 部 長 支 部 長 支 部 長 支 部 長

支 部 長 支 部 長 支 部 長 支 部 長

支 部 長 支 部 長 支 部 長 支 部 長

支 部 長 支 部 長 支 部 長 支 部 長